

平成 27 年 8 月 13 日

各位

会 社 名 株式会社セルシード
代表者氏名 代表取締役社長 橋本 せつ子
(コード番号：7776)
本店所在地 東京都新宿区原町 3-61
問 合 せ 先 管 理 部 門 長 山 崎 浩
電 話 番 号 03-5286-6231

第三者割当による第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び 第三者割当て契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 13 日付当社取締役会の決議において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当による第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、「本資金調達」といいます。）及び本新株予約権に関する第三者割当て契約（以下、「本契約」といいます。）の締結を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 27 年 8 月 31 日(月)
(2) 新株予約権の個数	2,000 個
(3) 発行価額 (払込金額)	総額 6,400,000 円（新株予約権 1 個あたり 3,200 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：2,000,000 株（本新株予約権 1 個あたり 1,000 株） なお、(6)に記載のとおり、行使価額は修正される可能性がありますが、当該修正により潜在株式数が変動することはありません。
(5) 資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,401,680,000 円（差引手取概算額）（注）
(6) 当初行使価額及び行使価額の修正条項	1 株当たり 705 円 行使価額は、当社が行使価額の修正を決議し、本新株予約権者に通知した場合には、当該通知日の翌営業日以降、本新株予約権の行使がなされる都度、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終

	値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後の行使価額は当初行使価額とします。なお、上限行使価格はありません。
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方式によりマイルストーン社に全て割り当てます。
(8)その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生を本新株予約権にかかる払込のための停止条件とした本契約を締結致しました。本契約において、本新株予約権の行使停止指定、当社が普通株式、新株予約権等を発行しようとする場合にはマイルストーン社との間で割当てにつき協議する義務、制限超過行使の禁止、契約上の地位の譲渡等を定めております。 本新株予約権を行使請求できる期間（以下、「行使請求期間」といいます。）は、平成27年8月31日から平成29年8月30日までとなります。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正された場合には、資金調達額は増加します。但し、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び本新株予約権を当社が取得・消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」＝有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治癒できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。

当社は、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療製品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。当社では、食道再生上皮シート、軟骨再生シートなど複数の細胞シート再生医療製品パイプラインを有しております。2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである温度応答性細胞培養器材とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援する「再生医療支援事業」です。

当社を取り巻く先端医療・再生医療分野におきましては、平成 25 年 5 月に議員立法による「再生医療推進等法」の公布を受けて、平成 26 年 11 月に「医薬品医療機器法」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行され、再生医療の実現に向けて世界の最先端を行く画期的な承認制度が整いました。

このような環境のもと、当社は平成 26 年 6 月に社長に就任した橋本せつ子を中心とする新経営体制下で、細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業それぞれの事業において、再生医療事業の早期事業化に向けた積極的な活動を推進しております。

再生医療支援事業では、販売代理店と協力して認知度向上・販売促進活動を実施し、温度応答性細胞培養器材を中心とした器材販売を推進いたしました。また製造分野では、平成 26 年 4 月に大日本印刷株式会社との細胞培養器材製造委託基本契約の締結を行い、同社に対する温度応答性細胞培養器材製品の製造委託を進めて参りました。平成 26 年 12 月には製造設備の移転等が完了したことに伴い富岡事業所（東京都江東区）を閉鎖いたしました。一方で、研究開発においては顧客ニーズに対応した製品ラインナップの拡充を図るべく、温度応答性細胞培養器材の新規製品開発や、既存の研究開発用途の器材製品とは別に臨床応用用途の器材開発などにも取り組んでおります。

細胞シート再生医療事業では、前経営体制下において、当社細胞シート再生医療第 1 号製品の早期事業化を事業提携を通じて実現するべく、外部環境・収益性・外部資源活用を視野に入れ、開発品目・開発地域・開発時期等について事業提携候補先との協議も踏まえて再生医療パイプラインの戦略的優先順位付けを行ってまいりました。また、細胞シート培養に係る受託加工業への参入準備として細胞培養施設の整備に必要となる法定準拠整備作業を進めて参りました。

上述のような活動を推進する中、平成 27 年 2 月に当社は、「細胞シート再生医療事業において、原則として日本を細胞シート再生医療開発最優先拠点と位置付け、日本で開発した細胞シート再生医療パイプラインについて当社海外ネットワークを活用しつつ世界へ向けて事業展開を推進していくこと」及び「再生医療支援事業において、細胞シート再生医療製品の周辺機器開発を拡充し、更なる収益機会の獲得を目指すこと」を中核とした平成 27～29 年度中期経営計画を新たに発表いたしました。

細胞シート再生医療事業では、当社細胞シート再生医療第 1 号製品の早期事業化を実現することを最優先課題としており、日本の先進的な制度のもとで、まず自社で迅速に開発を推進する細胞シート再生医療パイプラインを選定し、パイプラインの事業化段階をより前進させた上で事業会社との提携機会を検討していくことが、当社の企業価値を最大化することに繋がるものと判断し、自社開発を優先する細胞シート再生医療パイプラインとして、食道再生上皮シート及び軟骨再生シートを選定するよう新経営体制下で戦略転換を行い、事業化活動を推進しております。

食道再生上皮シートについては、昨年来、国内・海外の複数医療機関から食道再生上皮シートの共同研究・企業治験（注：医師主導治験ではなく、事業化を目指す企業自身がスポンサーとなり推進する治験を企業治験と定義しております。）実施のご要望を頂く状況にあり、また対象患者数も近年増加傾向にあることを踏まえて、今後当社が積極的に開発を推進していくパイプラインの一つとして選定いたしました。平成 27 年 5 月には、東京女子医科大学と食道再生上皮シート臨床開発の今後の実用化開発、治験及び製造販売承認申請について相互に協力体制を構築した上で推進していく

ことを目的として基本合意書を締結いたしました。また、欧州における食道再生上皮シートを中心とした細胞シート再生医療事業の開発を積極的に推進していくことを目的として、平成 27 年 3 月に連結子会社をスウェーデンに設立申請し、5 月に登記手続きが完了いたしました。企業治験の実施候補先としては、日本及び欧州（特にスウェーデン）での実施を視野に入れて検討を進めており、まずは日本での製造販売承認取得を目指し、平成 27 年 12 月期下期中に企業治験開始を予定しております。その後、日本での治験で蓄積したデータ・ノウハウ等を活かして海外展開を推進する予定です。

軟骨再生シートについては、共同研究先である東海大学整形外科学（佐藤正人教授）において平成 26 年 12 月までに自己細胞を用いた軟骨細胞シートによる関節軟骨の再生医療の臨床研究が終了しております。さらに自己細胞だけではなく、同種細胞（患者自身以外の他人由来の細胞）を用いた治療についてもヒト幹細胞臨床研究として平成 26 年 8 月に厚生労働省の承認を受け、研究が進められております。上記の通り、軟骨再生シートは他の細胞シート再生医療研究に先んじて同種細胞での臨床研究入りを果たすなど、将来の臨床現場への普及等での優位性を有するパイプラインであり、対象疾患についても、変形性膝関節症で常に混在する軟骨の部分損傷と全層欠損の両方に効果があることを前臨床研究で確認できた世界で唯一の治療法であるため、対象患者数が多い変形性膝関節症の治療にまで踏み込める可能性を有していることから、今後当社が積極的に開発を推進していくパイプラインの一つとして選定いたしました。本パイプラインについても、平成 28 年 12 月期上期より自己細胞の企業治験を開始出来るよう準備を進めて参ります。

また、再生医療における細胞の培養には、細胞培養施設（CPC：Cell Processing Center）というバイオクリーンルーム設備が必要となります。当該施設は平成 26 年 11 月施行の「再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」に準拠した設備運営を実施する必要があります。現在日本には、上記省令に準拠し得る候補細胞培養施設が少数しか存在しない上、細胞シートの培養に適した施設はさらに限られた状況です。こういった環境の中、当社はこれまで細胞シート培養に係る受託加工業への参入を前提とした共同研究機関での細胞培養施設の法定準拠整備作業を進めて参りました。しかし、上述の戦略転換を背景として、第三者向けの受託加工業ではなく、まずは自社開発を優先する食道再生上皮シート、及び軟骨再生シートをはじめとする細胞シート製造を安定的かつ迅速に推進することを目的として、新たに自社で細胞培養施設を設置し運営を開始する予定です。なお今後、新設した細胞培養施設において自社開発を優先する細胞シート再生医療パイプラインの細胞シート製造稼働状況を鑑みて細胞シートの受託加工についても引き続き受託の検討を進めて参ります。

再生医療支援事業では、温度応答性細胞培養器材に関する共同研究開発活動に取り組んでおり、各種学会等に当社ブースを出展するなど、当社器材製品の積極的な販売促進活動にも取り組んでおります。また、新規導入商材の開発に向けた探索活動を積極的に推進いたしております。

当社はこれまで当社細胞シート再生医療第 1 号製品の早期事業化について、まず事業提携を前提として推進していく計画として、第 10 回、第 11 回新株予約権の発行を通じて、運転資金、並びに細胞受託加工業の立上げ関連費用、食道再生上皮シート及び軟骨再生シートの研究開発資金の一部を確保いたしました。その後、平成 27 年 2 月に中期経営計画を発表し、当社は自社で迅速に開発推進し、パイプラインの事業化段階をより前進させた上で事業会社との提携機会を検討していく計画

に戦略転換を進めております。その中で、安定的な細胞シート製造体制構築のために細胞培養施設を新たに当社で設置し運営を開始すること、及びそれを支える組織運営を遂行するには相応の先行投資資金が必要であり、当該必要資金を調達することが経営上重要な課題となっております。これらの課題に取り組むにあたり、当面の事業化に要する資金については増加が見込まれるものの、当該戦略転換がより迅速な開発を可能とし、結果的に当社の企業価値を最大化することに繋がるものと判断しており、当中期経営計画を着実に推進していく上では、より安定的かつ機動的な経営体制を現時点で構築することが急務であると考えております。

以上のような状況を総合的に勘案して、今般当社は資金調達の実施による財務基盤の盤石化により、中期経営計画をより着実かつ環境変化に即応して機動的に遂行するために、第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

当社は、本資金調達を通じて研究開発体制を一層充実させることにより、自社パイプラインの事業化段階をより確実に前進させ、細胞シート再生医療製品の事業化をより早期に実現すること、及び、細胞シート再生医療製品の周辺機器開発を拡充することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、本資金調達は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達を選択した具体的な検討内容です。

(1) 他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資、第三者割当増資、新株予約権付社債等の資金調達手段を検討いたしました。

まず、銀行借入については、前述の当社の細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業はともにまだ先行投資段階にあり当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであることから、間接金融（銀行借入）による資金調達は事実上困難な状況であり、また本日現在においても間接金融（銀行借入）による資金調達は行っておりません。

そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、エクイティ発行による直接金融に依拠せざるを得ない状況です。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達方法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストの負担が第三者割当による新株予約権の発行より大きいこと、また将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすために株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上している当社の損益状況や無配が続いている現状及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

第三者割当による株式発行については、今回のように調達金額が大きい場合には当社の株主構成及び当社経営支配に短期的に大きな影響を及ぼすと考えられること、並びに即時の株式発行を伴うものであり、資金需要に合わせた機動的な資金調達を目指す当社の意向には合致しないものであり、また、上記の公募増資及び株主割当増資同様将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権付社債については、その転換までの間、調達金額が負債として計上され、また、一般的には割当先が転換権を有しており当社のコントロールが及ばないため、当社が中期経営計画の推進において企図する安定的かつ機動的な経営体制の構築という観点からは、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

この点、本資金調達は、即座の希薄化を回避しつつ、当社が資金調達額や新株予約権の行使時期を一定程度コントロール可能とする行使停止指定条項を付しており、加えて将来の株価上昇に伴うアップサイドを当社が資金調達額の増額として享受することができることから、既存株主の皆様への利益に配慮しながら継続的な研究開発資金等を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり現時点における最良の選択肢であると判断しました。

(2) 本資金調達の選択理由

本資金調達は、即時の資金調達手段とはならないものの、下記の行使価額上方修正条項の活用により将来の当社株価上昇時における資金調達額の増額が可能であること、新株予約権の行使に伴う段階的な資金の調達により即時の希薄化を回避できること、そして当社が主体となり一定の条件のもとに新株予約権の行使の停止指定を行うことにより、株価への影響に配慮しつつ今後の当社の資金ニーズに応じた柔軟かつ機動的な資金調達を行うことを企図して発行されるものです。本資金調達に関しては、下記の各事項を検討のうえ、現時点における最良の選択肢であると判断しました。

① 行使価額上方修正条項

- 本新株予約権の行使価額は、当初は固定されていますが、当社株価が上昇し当社が行使価額上方修正を希望する場合には当社の取締役会において決議することにより上方修正を開始させることが可能です。本新株予約権の行使価格が固定されていれば、本新株予約権が全権行使された際の資金調達額は一定ですが、行使価格上方修正後に比して当社株価上昇時に割当先の行使促進が期待されます。一方で、行使価額が上方修正された場合には資金調達額が増大することになり、当社株価の上昇によるアップサイドメリットを享受することができます。当社は本新株予約権の行使の状況、本件調達資金の使用時期、並びに当社株価の推移を鑑みたくて行使価格の修正を検討して参ります。
- 行使価額の修正に係る決議がなされた場合には、それ以降本新株予約権の行使の都度所定の算式に従って自動的に行使価額の修正がなされますが、下限行使価額は当初行使価額の100%に相当する金額であり、行使価額の修正が開始された後も株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整が生じる場合を除いて、行使価額が当

初行使価額を下回ることはありません。

② 行使停止指定条項

- 本新株予約権は、原則、割当予定先の裁量により新株予約権の行使が進みますが、当社は、本契約に基づき、割当予定先に対して、本新株予約権を行使できない期間を指定すること（以下、「行使停止指定」といいます。）ができます。
- 行使停止指定の期間及び行使停止指定の対象となる本新株予約権の数は当社の裁量により決定することができ、また、複数回の行使停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、いったん行った行使停止指定をいつでも取り消すことができます。
- 当社の判断により随時行使停止指定を行うことが可能であるため、当社が当社の資金需要及び市場環境に鑑み主体的に希薄化の程度や資金調達時期を設定することが可能となります。なお、当社は、上記の行使停止指定を行う都度開示いたします。

③ 制限超過行使の禁止

- 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び有価証券上場規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づいて、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10% を超えることとなる場合の、当該 10% を超える部分に係る新株予約権の行使（制限超過行使）を割当予定先に行わせないこととします。
- 割当予定先は、制限超過行使に該当するような本新株予約権の行使を行わないことに本契約の中で同意しております。

④ 交付株式数の固定

- 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 2,000,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず交付株式数が固定されているため、本新株予約権の行使による最大希薄化率は変わりません。
- 本新株予約権は、そのすべての行使が完了するまでに一定の期間を必要とし、また、当社普通株式の株価が行使価額を下回って推移した場合には、本新株予約権の行使がなされないことが想定されます。従って、株価や市場動向等により、割当予定先による本新株予約権の行使が進まないことにより、資金調達額が減少する可能性があるというデメリットはあります。しかしながら、行使価額の下限は当初行使価額の 100% に相当する金額（但し、一定の場合に調整がなされます。）であることから、当社普通株式 1 株当たりの価値の希薄化が一定程度制限されております。

⑤ 新株予約権の取得条項

- 当社は、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会の決定により発行価額と同額で本新株予約権の一部又は全部を取得する旨及び取得日を決議することができます。
- 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社はその裁量でいつでも残存する本新株予約権を取得することができます。従って、本新株予約権の発行後も当

社資本政策の柔軟性が確保されております。

⑥ 譲渡制限

- 本新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡は行われません。割当予定先は、新株予約権を譲渡する場合には、新株予約権の行使停止指定を行う権利等本契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。
- 当社は、マイルストーン社に対し、保有する本新株予約権を第三者に譲渡するよう電子メール又は書面により指示することができ、その場合マイルストーン社は、当該第三者に本新株予約権を譲渡します。但し、当社が譲渡を指示することができる本新株予約権の個数の累計の上限は、本契約に基づいてマイルストーン社が割当てを受ける本新株予約権の個数に 0.5 を乗じた個数とし、当該第三者が本新株予約権の譲渡を受けた日から 2 取引日以内に本新株予約権を行使することを当社に対して約束していること等の条件があります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 本新株予約権に係る調達資金	1,416,400,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	6,400,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,410,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	14,720,000 円
③ 差引手取概算額	1,401,680,000 円

(注) 1. 発行諸費用の内訳は、新株予約権評価・発行サポート関連費用 4,200,000 円、株式事務手数料 9,800,000 円、その他諸費用（登記関連費用等）720,000 円です。発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。また、行使価額が修正された場合には、上記差引手取概算額は増加します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 再生医療支援事業関連仕入	280	平成 28 年 3 月 ～平成 29 年 8 月
② 運転資金	495	平成 28 年 3 月 ～平成 29 年 9 月
③ 自社細胞培養施設の準備・運営資金	626	平成 27 年 12 月 ～平成 29 年 12 月

① 再生医療支援事業関連仕入の主な内訳

温度応答性細胞培養器材等の製造委託製品仕入 160 百万円、その他導入商品仕入等に残額

② 運転資金の主な内訳

一般管理等人件費（管理部門人員等）252 百万円、本社機能運営費用（本社家賃・水光熱費・上場維持関連費用）等に残額

③ 自社細胞培養施設の準備・運営資金の主な内訳

自社新設細胞培養施設立上げ準備費用 370 百万円、運営維持（家賃・水光熱費等）費用に
残額

- (注) 1. 自社細胞培養施設の設置については、同日発表のプレスリリース「細胞培養施設の新設及び本社移転に関するお知らせ」をご参照ください。
2. 上記の用途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて用途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。
3. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。
4. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。このため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、①手許資金の活用（手許資金について従来想定していた資金用途の変更を含む）、②提携先との共同研究開発等による研究開発費用の分担、③公的補助金・助成金の獲得、④研究開発対象の絞り込み等を行い、またその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

(3) 前回調達資金の用途の変更

平成 25 年 8 月 13 日開催の当社取締役会決議に基づき実施した第三者割当による第 10 回及び第 11 回新株予約権の発行及び行使による調達資金 3, 102, 340, 354 円については、以下のとおり充当することを予定しておりました。

しかしながら、前述のとおり、新経営体制下における当社細胞シート再生医療第 1 号製品の早期事業化を目指した戦略転換を背景として、調達資金の支出予定時期、及び充当先についての見直しを行うことといたしました。（前回からの変更箇所を下線を引いております。）

【当初：第 10 回新株予約権による調達資金の予定用途】

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
① 研究開発資金	523	平成25年8月 ～平成26年12月

① 研究開発資金の主な内訳

細胞受託加工業の立上げ準備費用 238 百万円、人件費等に残額

【修正：第 10 回新株予約権による調達資金の予定用途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 研究開発資金	523	<u>平成26年3月</u> ～ <u>平成27年12月</u>

① 研究開発資金の主な内訳

細胞培養施設の法定準拠整備費用 115 百万円、自社新設細胞培養施設準備費用 305 百万円、人件費等に残額

注：当社はこれまで細胞シート培養に係る受託加工業への参入を前提とした細胞培養施設の法定準拠整備作業を進めて参りましたが、当該内容は新設する細胞培養施設のガイドラインにも寄与する内容です。

【当初：第 11 回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 運転資金	645	平成27年1月 ～平成28年12月
② 研究開発資金	1,934	平成26年1月 ～平成28年12月

① 運転資金の主な内訳

人件費 390 百万円、本社機能運営費用 255 百万円など

② 研究開発資金の主な内訳

日本食道再生上皮シート治験・薬事申請関連費用 756 百万円、日本軟骨再生シート治験・薬事申請関連費用 832 百万円、人件費等に残額

【修正：第 11 回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 運転資金	645	<u>平成26年4月</u> ～ <u>平成28年3月</u>
② 研究開発資金	1,934	<u>平成26年3月</u> ～ <u>平成30年6月</u>

① 運転資金の主な内訳

人件費 390 百万円、本社機能運営費用 255 百万円など

② 研究開発資金の主な内訳

日本・欧州食道再生上皮シート治験・日本薬事申請関連費用 756 百万円、日本軟骨再生シート治験・薬事申請関連費用 832 百万円、人件費等に残額

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した使途に本資金調達を通じて充当することにより、当社の細胞シート再生医療及び再生医療支援事業における研究開発を進展させ、自己資本拡充並びに事業運営の基盤となる安定運転資金及び研究開発資金を確保することにより中長期的な企業価値の向上を図る方針であり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、本資金調達は、中長期的な企業価値の

向上により既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人）により作成された評価書を参考として、本新株予約権の1個当たりの払込金額を算定結果と同額となる3,200円といたしました。

当該算定機関は、権利行使期間、権利行使価額、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の行使停止指定については、資金調達目的の発行であるため発動することは想定しないこと、取得条項（コール・オプション）については行使価額の修正に上限が無い場合発動することは想定しないこと、②割当予定先は株価水準に留意しながら株価が行使価額を上回っている場合において、10個ずつ権利行使がされること、行使して得た株式は10個（10,000株）ずつ売却すること等を想定しております。当社は、当該算定機関の評価を参考にしつつ、また、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した本スキームの内容や本スキームの特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日前日（平成27年8月12日）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としました。

会社法上の職責に基づく監査として、監査役全員は当社担当者から発行要項の内容、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）本資金調達の選択理由」に記載の内容について説明を受けました。かかる説明を受けるとともに、株式会社プルータス・コンサルティングが作成した評価書等も考慮に入れて総合的に判断し、本件新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとして株主総会の特別決議が必要となる場合に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を当社監査役全員から得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数は2,000,000株（議決権数20,000個）であることから、平成27年6月30日現在の当社発行済株式総数8,674,419株に対し23.1%（平成27年6月30日現在の当社議決権個数86,700個に対しては23.1%）の割合の希薄化が生じます。これにより、本新株予約権が行使された場合には、既存株主の皆様の株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、前述のとおり、細胞シート再生医療の世界普及を目指し、中期経営計画の確実な遂行に向けて経営体制を安定化させること

が、当社の企業価値の向上に資するものと捉えており、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

また、①当社は、行使停止指定により一定程度本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であり、また、②本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 2,000,000 株に対し、当社株式の過去 3 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は約 28,500 株であり、一定の流動性を有しており、また、割当予定先は、当社、当社の役員及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、市場動向を勘案しながら売却する方針であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
(4) 事 業 内 容	投資事業		
(5) 資 本 金	10 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 24 年 2 月 1 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	200 株		
(8) 決 算 期	1 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	3 名		
(10) 主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社と当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 25 年 1 月期	平成 26 年 1 月期	平成 27 年 1 月期
純 資 産	96	98	389
総 資 産	924	1,754	1,573

1株当たり純資産（円）	480,064	494,861	1,949,886
売上高	2,766	9,968	4,629
営業収益	49	80	497
経常利益	58	73	501
当期純利益	76	2	291
1株当たり当期純利益（円）	380,331	14,797	1,455,025
1株当たり配当金（円）	—	—	—

（単位：百万円。特記しているものを除く）

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザー株式会社（平成 21 年 2 月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。
2. マイルストーン社、マイルストーン社の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上述のとおり中期経営計画の確実な遂行に向けた経営体制の安定化に必要な資金調達の実現を最優先課題として取り組んでおります。その中で、どのような方法が当社にとって最良であるかをこれまで検討してまいりました。そのため、今般の割当予定先を選定にあたっては、当社の事業内容や中期経営計画を含めた当社の経営方針を尊重していただけることに加えて、必要な資金が確保できる可能性が高いことを検討基準として、割当予定先となり得る複数の証券会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成 27 年 4 月にマイルストーン社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。即座の希薄化を回避すると共に、既存株主の利益に及ぼす影響を軽減しながら株価上昇によるアップサイドメリットを享受することのできる本スキームは、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断しました。割当予定先のマイルストーン社につきましては、平成 21 年 2 月に同社代表取締役である浦谷元彦氏により設立された東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業 33 社で新株予約権の引受の実績があります。また、当社は平成 24 年の資金調達実施に当たり、同社を割当先として選定しており、新株予約権の発行後につきましては、平成 24 年 12 月より平成 25 年 2 月の短期間において新株予約権は全て行使されております。このような実績を踏まえ、本資金調達においても、適時に必要とする資金の確保ができる可能性が高い事業会社であると判断いたしました。

平成 27 年 7 月に当社代表取締役橋本せつ子がマイルストーン社代表取締役浦谷元彦氏と面談し、中期経営計画及び本資金調達の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向上の方向性について理解が得られ、また、当社としましても、上記に加え、本新株予約権を行使する際、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経

営に介入する意思がないことを表明されましたことで、マイルストーン社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるマイルストーン社との間に保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を期待した純投資であり、また本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については市場動向を勘案しながら売却する方針であると伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。

また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。具体的には、当社は、平成 26 年 2 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社の第 3 期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上 4,629 百万円、営業利益が 497 百万円、経常利益が 501 百万円、当期純利益が 291 百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成 27 年 1 月 31 日現在の純資産が 389 百万円、総資産が 1,573 百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会結果を受領し、平成 27 年 8 月 12 日現在の預金残高が 546 百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額及び行使総額の払込みに支障がないものと判断いたしました。

(5) 株券貸借に関する契約

当社、当社の役員及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) その他

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生を本新株予約権にかかる払込のための停止条件とした本契約を締結致しました。なお、(※)が付いている項目の詳細に関しましては、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理

由（２）本資金調達を選択理由」をご参照ください。

- ① 行使停止指定（※）
- ② 制限超過行使の禁止（※）
- ③ 取得条項（※）
- ④ 譲渡制限（※）
- ⑤ 新株式発行等に関する誓約

当社は、本新株予約権の行使請求期間中に、普通株式、新株予約権（但し、当社のストックオプション制度に基づく場合を除きます。）又は新株予約権付社債を発行（以下、「新株式発行等」といいます。）しようとする場合には、マイルストーン社が当該新株式発行等の引受けを行い、又はその割当てを受ける可能性について、マイルストーン社との間で誠実に協議するものとします。但し、当該協議の開始から２週間以内に、マイルストーン社が当該新株式発行等の引き受けを行い、又はその割当てを受けることを希望する旨を当社に通知しなかった場合は、当該協議は終了するものとします。

8. 大株主及び持株比率

募集前（平成27年6月30日現在）		
氏名又は名称	所有株式数（株）	持株比率（％）
ファストトラックイニシアティブ1号投資事業有限責任組合	230,000	2.65
小池 克昌	195,000	2.24
大日本印刷株式会社	147,100	1.69
岡野 光夫	138,000	1.59
長谷川 幸雄	136,000	1.56
カブドットコム証券株式会社	131,590	1.51
株式会社SBI証券	90,000	1.03
小野 一成	79,700	0.91
日本証券金融株式会社	72,500	0.83
神尾 太一	61,000	0.70
松井証券株式会社	61,000	0.70

- (注) 1. 上記の割合は、少数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成27年6月30日時点の株主名簿を基準としております。
 3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
 4. 本新株予約権の行使による交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

9. 今後の見通し

現時点では、平成27年2月16日付け「平成26年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」で公表した平成27年12月期の通期連結業績予想に変更はありません。

なお、当社は今回の調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することが中期経営計画の確実な遂行に向けた経営体制の安定化につながるものと考えておりますが、今回の調達資金を予定使途に従って活用した結果として業績に対する影響が生じた場合には直ちに開示いたします。

（企業行動規範上の手続き）

企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行規模は、上記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成27年6月30日現在の総議決権数に対して最大23.1%の希薄化であり、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者からの当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
連結売上高	75百万円	105百万円	86百万円
連結営業利益	△846百万円	△534百万円	△601百万円
連結経常利益	△842百万円	△581百万円	△577百万円
連結当期純利益	△913百万円	△584百万円	△582百万円
1株当たり連結当期純利益	△161.78円	△81.75円	△67.49円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	15.22円	309.70円	324.80円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年8月13日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式数	8,674,419株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	33,000株	0.4%
下限値の転換価額における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額における潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始値	735円	664円	1,855円
高値	1,115円	4,475円	2,400円
安値	498円	658円	804円
終値	661円	1,840円	1,027円

② 最近6ヶ月の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	846円	690円	737円	714円	707円	720円
高値	855円	815円	745円	782円	774円	728円
安値	680円	680円	700円	700円	680円	705円
終値	688円	736円	714円	708円	718円	705円

(注) 1. 平成27年8月の株価については、平成27年8月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	平成27年8月12日
始値	706円

高 値	713 円
安 値	705 円
終 値	705 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式発行

割当日	平成24年12月27日
資金調達額	157,600,656円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき668円
募集時における発行済株式数	5,739,174株
当該募集による発行株式数	254,492株
募集後における発行済株式数	5,993,666株
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額157,600,656円については、平成25年1月から平成25年3月における運転資金に105,000,000円、研究開発資金に残額を充当いたします。
現時点における充当状況	当該第三者割当による新株式の発行による資金調達額は157,600,656円であり、平成25年1月から平成25年3月における運転資金に105,000,000円、研究開発資金に残額を充当いたしました。

・第三者割当による第9回新株予約権

割当日	平成24年12月27日
資金調達額	619,037,700円(差引手取概算額)
発行価額	新株予約権1個につき5,300円
募集時における発行済株式数	5,993,666株
当該募集による潜在株式数	973,500株
募集後における発行済株式数	6,967,166株
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	行使済株式数973,500株(残存新株予約権数0個)
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額619,037,700円については、平成25年4月から平成26年11月における運転資金に375,000,000円、研究開発資金に残額を充当いたします。
現時点における充当状況	当該新株予約権の権利行使に係る資金調達額は619,037,700円であり、平成25年3月から平成26年4月における運転資金に375,000,000円、研究開発資金に残額を充当いたしました。

・第三者割当による第10回新株予約権

割当日	平成25年9月2日
資金調達額	523,455,354円(差引手取概算額)
発行価額	新株予約権1個につき1,909,421円

募集時における発行済株式数	7,000,419株
当該募集による潜在株式数	274,000株
募集後における発行済株式数	7,274,419株
割当先	UBS AG ロンドン支店に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	行使済株式数 274,000株 (残存新株予約権数 0個)
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額 523,455,354円については、平成25年8月から平成26年12月における細胞受託加工業の立上げ準備・運営費用資金に238,000,000円、その人件費に残額を充当いたします。
現時点における充当状況	当該新株予約権の権利行使に係る資金調達額は523,455,354円であり、平成26年3月から平成27年7月までに171,000,000円を充当しております。

・第三者割当による第11回新株予約権

割当日	平成25年9月2日
資金調達の額	2,578,885,000円 (差引手取概算額)
発行価額	新株予約権1個につき12,500円
募集時における発行済株式数	7,000,419株
当該募集による潜在株式数	1,400,000株
募集後における発行済株式数	8,674,419株
割当先	UBS AG ロンドン支店に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	行使済株式数 1,400,000株 (残存新株予約権数 0個)
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額 2,578,885,000円については、平成27年1月から平成28年12月における運転資金に645,000,000円、平成26年1月から平成28年12月における研究開発資金に残額を充当いたします。
現時点における充当状況	当該新株予約権の権利行使に係る資金調達額は2,578,885,000円であり、平成26年3月から平成27年7月における運転資金に399,000,000円、研究開発資金に347,000,000円を充当しております。

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

割当日	平成26年3月20日
発行価額の総額	500,000,000円
各社債の金額	25,000,000円の1種
募集時における発行済株式数	8,674,419株
当該募集による潜在株式数	386,398株
募集後における発行済株式数	9,060,817株
割当先	ウィズ・ヘルスケア PE1号投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
現時点における転換状況	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部を平成26年7月2日付で繰り上げ償還しました。また転換実績はございません。
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	平成26年10月から平成27年9月における研究開発資金に500,000,000円を充当いたします。

現時点における充当状況	該当事項はございません。
-------------	--------------

・第三者割当による第12回新株予約権

割当日	平成26年3月20日
資金調達額	2,286,768,000円
発行価額	新株予約権1個につき26,500円
募集時における発行済株式数	8,674,419株
当該募集による潜在株式数	1,760,000株
募集後における発行済株式数	10,434,419株
割当先	ウィズ・ヘルスケア PE1号投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	第12回新株予約権の全部を平成26年7月2日付で取得のうえ消却しました。また行使実績はございません。
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	平成27年1月から平成28年12月における運転資金に500,000,000円、平成26年10月から平成29年12月における研究開発資金に残額を充当いたします。
現時点における充当状況	該当事項はございません。

1.1. 発行要項

本新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「株式会社セルシード第13回新株予約権発行要項」をご参照下さい。

以上

(別紙)

株式会社セルシード 第13回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社セルシード第13回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成27年8月31日
3. 割当日
平成27年8月31日
4. 払込期日
平成27年8月31日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1,000 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第12項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第12項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第12項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
2,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額の総額
金 6,400,000 円
9. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たりの払込金額 3,200 円
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、705 円とする。但し、行使価額は第12項の規定に従って調整されるものとする。
11. 行使価額の修正
当社は、平成27年9月1日以降、取締役会決議により、行使価額の修正を行うことができる。この場合、当社は、本新株予約権者に速やかに通知を行うものとし、行使価額は、当該通知の発出日の翌取引日以降、本新株予約権の行使がなされる都度、第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端

数を切り上げた金額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が当初行使価額（以下「下限行使価額」といい、第 12 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

12. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。但し、この場合、下限行使価額についても、かかる調整を行うものとする。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 13. 本新株予約権を行使することができる期間
平成27年8月31日から平成29年8月30日までの期間とする。
 - 14. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
 - 15. 本新株予約権の取得
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日の翌営業日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金3,200円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - 16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
 - 17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、第 13 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第 20 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 3,200 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、当初行使価額は、平成 27 年 8 月 12 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額とした。
 20. 行使請求受付場所
株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
 21. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 新宿通支店
 22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
 23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
 24. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上